



被災者相談窓口の開設等について

～生活再建に向けて、り災証明申請書受付・発行、相談窓口等の設置を開始～

熱海市では、令和3年7月の大雨災害に関し、り災証明書等の申請受付・発行及び被災者相談窓口の開設をしますので、報道方お願いいたします。

記

■り災証明書等の申請受付・発行

特設窓口：令和3年7月26日（月）～8月10日（火）

午前9時～午後4時 ※土日祝日は午前9時～正午

※被害が明らかな立入禁止区域内の家屋で、事前調査により被害が判定できたものについては、7月21日（水）から順次り災証明書等を発行します。

場 所：熱海市総合福祉センター3階（被災者相談窓口内）

※8月11日（水）以降については、第1庁舎1階の税務課課税室（資産税担当）が、り災証明書の申請・発行窓口となります。

【問合せ先：税務課課税室（り災証明書発行担当） 電話0557-86-6092】

注）り災証明書の申請受付は、7月26日（月）以降となりますのでご承知ください。

<参考>

・「り災証明書」

り災証明書とは、自然災害による住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するもので、税控除など各種支援制度を活用する際に提出を求められる場合があります。証明書の発行にあたり「災害にかかる住家の被害認定基準運営指針（内閣府）」により、家屋の被害状況により市職員が現地調査を行い、被害程度を証明する。住家については、この判定により各種支援の内容が変わる。

・「被災証明書」

被災証明書とは、自然災害による所有している物件の被害程度を証明するもので、税控除など各種支援制度を活用する際に提出を求められる場合があります。証明書の発行にあたり「災害にかかる住家の被害認定基準運営指針（内閣府）」により、家屋の被害状況により市職員が現地調査を行い、被害程度を証明する。

・「被災届出証明書」

被災届出証明書とは、自然災害による住家以外の家財・動産（家具・家電等）、塀・門などの工作物の被害について写真等で確認し、被災者からの被災の届出があった旨を証明するもの。このため、住宅被害認定調査は行わず、被害の認定についても判定しない。

■被災者相談窓口の開設

設置期間：令和3年7月26日（月）～8月10日（火）

午前9時～午後4時 ※土日祝日は午前9時～正午

場 所：熱海市総合福祉センター3階

設置ブース：①り災証明書申請受付・発行<税務課>

②被災者生活再建支援制度等申請受付<長寿介護課>

③生活相談ブース

- ・生活再建に関する相談<静岡県災害対策士業連絡会>
- ・生活に関する相談<熱海市社会福祉協議会>
- ・行政に関するよろず相談<静岡県県民生活課>

④被災者サポート

- ・災害サポートレンタカーの貸与

<一般社団法人日本カーシェアリング協会>

⑤その他

- ・情報コーナーの設置（被災者支援に関するパンフレット等）

取材対応：被災者相談窓口開設に伴う会場での取材対応は、新型コロナ対策や被災者のプライバシー等を配慮し、次の日程で行います。

日時：令和3年7月26日（月）第1回：午前9時00分～

第2回：午後3時45分～

場所：熱海市総合福祉センター3階（集合は2階入口前）

【問合せ先：長寿介護課長寿総務室 電話0557-86-6050】

■被災者に関する支援項目等の情報発信

支援項目一覧「被災した皆様へ熱海市からのお知らせ」

7月26日（月）以降、避難所等にて配布、熱海市ホームページへ掲載、被災者相談窓口の情報コーナーに配置。

【問合せ先：熱海市災害対策本部広報班 電話0557-86-6070】

<本件リリースに関するお問合せ>

■り災証明書に関すること

熱海市税務課課税室（り災証明書発行担当） 電話0557-86-6092

■被災者相談窓口に関すること

熱海市長寿介護課長寿総務室 電話0557-86-6050

■支援項目等の情報発信、取材対応に関すること

熱海市災害対策広報班 電話0557-86-6070